

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた運用

1 発注時の明示

「本工事は『中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた運用』の対象である。」旨を発注時の設計図書に記載する。

2 設計変更の手続き

- (1) 受注者は、調達検討資材について、別途調達経費が必要となる(※1)ことを証明できる資料(※2)を添付の上、設計変更について発注者へ打合せ簿により協議する。

※1 「別途調達経費が必要となる場合」の例

① 調達検討資材の代替資材を調達した場合

例：当初設計計上していた塩ビ管が入手できず、鋼管に変更することにより追加の経費が発生した場合

② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合

例：遠方からの調達により追加の運搬費がかかった場合

③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

例：流通状況によって、当初設計時点より資材が値上がりして追加の経費が発生した場合

※2 資材メーカー等の証明資料発行が困難な場合は、電話記録・メール等でも可とする

- (2) 発注者は、打合せ簿及び資料の内容を精査する。

- (3) 精査の結果承諾する場合は、下記のとおり対応する。

ア 受注者は、別途調達経費の額及び対象となる数量を証明できる書類（実際の取引伝票等）を発注者に提出する。

イ 「3 積算方法」に基づき設計変更を行う。

3 積算方法

- (1) 設計変更は、精算変更時に行うことを基本とする。

- (2) 設計変更を行う対象数量の考え方は別表のとおりとする。

ただし、部分払いを行っている場合は、出来形部分の数量を除いた数量を設計数量とする。

- (3) 設計変更にかかる単価は、上記2(3)アで提出された書類で確認できた実際の購入価格とする。

- (4) 別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。

材料費が個別に設定されている場合（特別単価調査に基づく単価等）は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行う。

土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初設計時点での設計単価と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行う。

別表 証明された数量と対象数量の考え方

区分	比較	対象数量
1	証明数量<設計図書の数量	設計変更不可
2	設計図書の数量 \leq 証明数量 \leq 設計数量	対象数量は証明数量
3	設計数量<証明数量	対象数量は設計数量

設計図書の数量：設計図書に記載されている数量（設計変更見込み数量を考慮すること）

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量

なお、設計図書に数量が明示されていない資材については、関連する資材から、一般的な換算値を用いて算出し、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定する。

（例：塗料用シンナーについて、使用する塗料の標準的な希釈率を基に算出）